

浜松市農業委員会

『いっせい草刈り旬間』

浜松市農業委員会では、農業生産環境および周辺生活環境の保全を図る観点から、遊休農地(荒地)をなくすため、「いっせい草刈り旬間」を設定し、市域内の各農業協同組合(とびあ浜松、遠州中央、三ヶ日町、三方原開拓)の協力を得て、農家の方々への農地管理の啓発活動を進めています。

毎年 5月・9月の第2土曜日から10日間は「いっせい草刈り旬間」です。

あなたの管理する農地に雑草が生い茂っていませんか？

雑草が伸びている農地は草刈りなどを行い、周りに迷惑をかけないようにしましょう。

刈り取った草は放置せず、適切に処理しましょう。

遊休農地が発生すると、
周辺環境の悪化につながります!!



産業廃棄物等の
不法投棄

周辺農地への
営農支障



病害虫、
鳥獣被害
の発生



火災
の発生



安全を確保して草刈りをしましょう。

お知らせ (農地の管理にお困りの方へ)

所有されている農地を貸したい・売りたい希望のある方は、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 [浜松市農業委員会事務局]

農地集積グループ (中央区)	市役所本館 6階 電話: 053-457-2836
北部農地利用グループ (浜名区のうち北地域)	北行政センター 3階 電話: 053-523-3106
浜北農地利用グループ (浜名区のうち浜北地域・天竜区)	浜名区役所 3階 電話: 053-585-1118